

第2次桜川市次世代育成支援行動計画

(後期計画)

さくらがわ スマイル 子どもプラン

令和2年3月

茨城県 桜川市

ごあいさつ

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。



本市においても、次代を担う人材を育てるという概念の下に、「子どもたちの幸せ育てる桜川市」を基本理念とした「桜川市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までの10年間、市民のニーズに対応した子育て支援を実施してまいりました。

しかし、全国的な少子高齢化の進展、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など子育てをめぐる環境はますます厳しいものとなっており、本市においても例外ではありません。

このような状況のなか、「次世代育成支援対策推進法」が平成27年度から10年間延長され、本市においても、市民が希望通りに働き、又、結婚・出産・子育てを実現することができる環境を整えるために「第2次桜川市次世代育成支援行動計画ーさくらがわスマイル子どもプランー」を策定し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援、多様な子育てニーズに対応した総合的な子育て支援を市民の皆様とともに推進してまいりました。

今回、この計画の5年の節目にあたることから、これまでの計画の進捗状況を確認、評価し、計画を見直すことでさらなる対策を推進するため、第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定します。

この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様、さらにご審議をいただいた桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員の皆様からお礼を申し上げますとともに、今後とも、桜川市の子どもたちのより良い未来づくりのために、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

桜川市長 大塚 秀喜

第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定方法.....	2
5. 計画の基本的な視点	3
第2章 計画（前期）の進捗状況.....	5
1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために.....	6
2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育.....	11
3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
1. 基本理念.....	22
2. 基本目標.....	23
3. 基本方針.....	24
4. 施策体系.....	27
第4章 行動計画.....	28
1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現	28
2. 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実.....	35
3. 安全、安心な子育て環境の形成.....	41
第5章 新・放課後子ども総合プラン	45
1. 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的.....	45
2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況.....	45
3. 一体型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	45
4. 新・放課後子ども総合プランの具体的な方策	46
第6章 計画の推進に向けて	47
1. 計画の推進体制.....	47
2. 計画の点検・評価.....	47
3. 地域・市民との連携	47
資 料 編	49

第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画） ＜さくらがわ スマイル 子どもプラン＞

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策の推進が重要であるとして、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。同法において、市町村は「市町村行動計画」を策定することができることされており、本市においては、「第 1 次次世代育成支援行動計画」、「第 2 次次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。

さらなる対策の推進を図るため、平成 28 年 5 月には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことを目的として「児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、市町村においては、「母子健康包括支援センター」や児童等に対する必要な支援を行うための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めるものとされました。

また近年、子どもが小学校や義務教育学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小 1 の壁」が課題となっています。次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう対策を進めるため、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が取りまとめられました。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築が必要です。平成 30 年 12 月には、児童虐待に対応する体制と専門性強化をさらに進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が取りまとめられています。

また次世代育成支援対策として、育児休業や職場復帰しやすい環境の整備、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備、良質な住宅の確保、未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策など様々な施策を総合的に進めて行く必要があります。

本市においても、これらの対策をさらに進めるため、「第 2 次次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条 1 項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関し策定するものです。

「桜川市総合計画」をはじめ、「桜川市地域福祉計画」、「桜川市子ども・子育て支援事業計画」、「桜川市障がい者計画」などの他の計画との整合を図ります。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は令和 6 年度までの時限立法であり、同法第 8 条 1 項において、市町村は 5 年を 1 期として次世代育成支援に関する行動計画を策定できるようになっています。

本市では、計画期間を 10 年間とし、前期計画の位置づけとして、平成 27 年度に 5 年を計画期間とする「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年を計画期間とする「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定します。

第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画

前期計画 平成 27 年度～令和元年度	後期計画 令和 2 年度～令和 6 年度
---------------------	----------------------

4. 計画の策定方法

本計画は、「学識経験者」、「福祉、保健、医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者」、その他市長が必要と認める者により構成される「桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会」において審議を行い策定しました。計画案については、パブリックコメントによる意見公募を行い、専門的な視点や住民の意見を反映し、計画策定を行いました。

5. 計画の基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しており、これらのニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

地域においても、行政や企業を始めとする関係者が連携して進め、創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について、創意工夫の下、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

(7) 全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進するこ

とが必要です。社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要です。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者や児童委員等が活動するとともに、地域への貢献を希望する地域人材も多く、このような地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。その際には、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。

(9) サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要です。

(10) 地域特性の視点

地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

第2章 計画（前期）の進捗状況

第2次桜川市次世代育成支援行動計画（前期計画）では、「子どもたちの 幸せ育てる桜川市」を基本理念とし、3つの基本目標を設定しており、それらの達成のため、21の基本方針を設け、91の施策を展開しています。各施策には目標を設定し、進捗状況を把握しています。

【施策体系】

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの 幸せ育てる 桜川市	子どもたちの幸せで 健やかな成長のため	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
		④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		⑤小児医療の充実
		⑥児童虐待防止対策の充実
		⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進
		⑧障がい児施策の充実
	子どもと保護者のための地域の保育と教育	①地域における子育て支援の充実
		②地域における人材養成
		③教育・保育の充実
		④地域における子育て支援ネットワークづくり
		⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		⑥子どもの健全育成
	地域社会ぐるみで見守り応援する子育て	①次代の親の育成
		②家庭や地域の教育力の向上
		③良質な住宅の確保
		④安全で安心なまちづくりの推進
		⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		⑦仕事と子育ての両立支援

後期計画策定にあたって、進捗状況を確認するとともに、利用者の利用率、満足度、認知度に関する評価を行い、課題を検証します。

進捗状況の確認については、確認可能な直近年度である平成30年度における状況を確認するものとし、利用者の利用率、満足度、認知度について【A:概ね良好 B:改善の方向へ高める又は低める必要がある ※:評価項目として該当しない】として評価を行いました。

1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
1		妊産婦医療費助成事業	継続実施	受給者 118 人 支給額 8,632,644 円	A	A	A
2		パパ・ママクラス (マタニティクラス)	継続実施	2 コース各年 3 回対象者初妊婦 78 名 参加率妊婦 38 人 41.7% 夫 15 人 19.2%	A	A	A
3		ことばの相談室	継続実施	ことばの相談室 〔個別〕実 27 人延 130 人年 33 回	A	A	A
4		不妊治療助成事業	継続実施	申請者：17 人、助成者：17 人	A	A	A
5		母子健康手帳の 交付、妊婦・乳児 健康診査	継続実施	継続実施中	A	A	A
6		赤ちゃん訪問指導	継続実施 全戸訪問 (全件把握)	赤ちゃん訪問 100%	A	A	A
7		乳幼児健康診査・ 保健指導等の充 実	継続実施 <1 歳児健診> 受診率 96% <1 歳 6 か月児健 診>受診率 97% <2 児歯科健診> 受診率 98% <3 歳児健診> 受診率 97%	<1 歳児健診>対象者 203 人受診 者 191 人 94.1% <1 歳 6 か月児健診>対象者 221 人受診者 214 人 96.8% <2 歳児歯科健診>対象者 244 人 受診者 239 人 98.0% <3 歳児健診>対象者 235 人受診 者 221 人 94.0%	A	A	A
8		予防接種の推進	継続実施 B 型肝炎 定期化 ロタ 助成開始 おたふくかぜ 助成 拡大	【定期予防接種】 〔種類接種率〕 B 型肝炎 87.5%ヒブ [®] 91.6% 肺炎球菌 92.4%4 種混合 94.7% B C G96.0%水痘 100.0% 麻しん風しん (MR) 混合 1 期 95.1% 麻しん風しん (MR) 混合 2 期 97.0% 日本脳炎 1 期 88.3%日本脳炎 2 期 86.3% 2 種混合 (D T) 80.9% 【任意予防接種 (費用一部助成)】 〔種類、接種率、助成金額、助成回 数〕 インフルエンザ：60.4%、1,000 円 2 回 おたふくかぜ：70.5%、2,000 円 2 回 ロタ：66.7%、4,000 円 2 回	A	A	A

9	健康相談	継続実施 <4~7か月育児相談>参加率 93.0%	<子育て相談>年30回定例開催 <生後4~7か月育児相談> 対象者201人参加者185人参加 率92.0% <5歳児健康相談> 対象者257人参加者230人参加 率89.2%	A	A	A
---	------	---------------------------------	---	---	---	---

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
10		思春期教育事業	継続実施	小・中・義学校、全校において実施 健康推進課による出前講座は、依頼の あった谷貝小、大國小、岩瀬小にて実施 3回215人	A	A	A
11		小児生活習慣病 健診事後指導	継続実施	1次検診：小・義(前期)学生302名、 中・義(後期)学生279名 1次検診結果で医療機関受診勧奨対 象者については、保護者を対象として医 師による説明会及び個別面談(3月) を実施：小学生21名、中学生9名	A	A	A

③「食育」の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
12		離乳食相談	育児相談にて実施	身体計測、離乳食の進め方、離乳食の 試食、個別相談を実施年4回81組 参加 協力者：食改28名子育てアドバイザー： 6名	A	A	A
13		親子料理教室	継続実施	保育所3か所 小学校2か所公民館5か所計10か 所527人 岩瀬、東部、やまと認定こども園で実施	A	A	A

④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
14		通学路の見回り 活動	継続実施	ボランティアなどによるパトロールを実施 各学校において、通学路の危険個所の 把握	A	A	A
15		育児サークルの支 援・子育て支援セ ンターへの協力	継続実施	子育て支援センターへの協力 育児相談年9回 健康教育年1回	A	A	A

16		地区組織との連携、活動支援	継続実施	健康推進員の乳幼児検診時協力 年 68 回実 118 人 食生活改善推進員による離乳食相談 時における試食づくり年 4 回 28 人	A	A	A
----	--	---------------	------	---	---	---	---

⑤小児医療の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
17		小児医療費助成事業	継続実施	受給者 6,975 人 支給額 113,632,263 円	A	A	A
18		小児救急医療体制の整備	筑波メディカルセンター病院のみ継続実施	<県西総合病院>9 月末で閉院 小児科夜間救急診療 受付時間 17:30~19:00(月・火・金) <筑波メディカルセンター病院> 365 日 24 時間体制で小児科の診療を実施	A	B	B

⑥児童虐待防止対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
19		要保護児童への対応	継続実施	延相談件数 1,683 件 ※家庭相談員 2 人	A	A	A
20		乳幼児期の対応 (赤ちゃん訪問、4~7 か月育児相談)	継続実施	赤ちゃん訪問 100% 4~7 か月育児相談 92.0%	A	A	A
21		養育訪問支援事業	継続実施 (支援が必要な世帯に対応)	延べ訪問回数 15 回	A	A	A
22		若年層の児童虐待防止対策事業	継続実施	継続実施 市内小・中・義学校で年齢に応じた 思春期教育を実施 思春期教育に必要な教材を貸出	A	A	A

⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
23		母子・父子家庭医療費助成事業	継続実施	受給者 757 人 支給額 27,457,117 円	A	A	A

24	児童扶養手当給付支援事業	継続実施	手当月額 児童1人の場合 全部支給 42,500円 1,812人 76,889,880円 一部 42,490円～10,030円 2,090人 61,334,440円 2人目 10,040円加算 1,538人 14,409,500円 3人目以降 6,020円加算 547人 3,135,770円	A	A	A
25	ひとり親家庭等入学祝金事業	継続実施	中・義(後期)学校 47名×30,000円=1,410,000円 高等学校 34名×30,000円=1,020,000円	A	A	A
26	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	継続実施	訓練促進給付金新規 6名継続 1名 7,692,000円	A	A	A
27	交通遺児手当支給事業	継続実施	継続実施 遺児1人につき月額 2,000円 平成18年度より実施 受給者1名児童2名 48,000円	A	A	A

⑧障がい児施策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
28		障がい児への発達相談・支援	継続実施	個別指導 33回 (実 27組延 130人)	A	A	A
29		特別児童扶養手当支給事業	現状維持	1級 41名月額 51,700円 2級 28名月額 34,430円 ※平成31年3月31日現在の受給者数	A	A	A
30		在宅障がい児福祉手当支給事業	現状維持	55名※平成31年3月31日現在の受給者数 1,983,000円(平成30年度支給合計額)	A	A	A
31		障がい者(児)の福祉サービス	継続実施	短期入所、児童発達支援・放課後等デイサービス、日中一時支援事業、保育所等訪問支援事業の実施	A	B	A
32		補装具の交付・修理	継続実施	交付 11件公費 1,478,601円 自費 108,573円修理 4件公費 108,853円 自費 12,093円	A	A	A
33		日常生活用具の給付・貸与	継続実施	給付 50件 紙おむつ 37件ストマ用装具 12件 電気式たん吸引器 1件 ※紙おむつ・ストマ用装具は1か月分を1件とする。	A	A	A

34	特別支援学級児童生徒事業	継続実施	知的障害特別支援学級 小学校 8 学級、中学校 4 学級、義務教育学校 2 学級 自閉症・情緒障害特別支援 小学校 8 学級、中学校 4 学級、義務教育学校 2 学級 言語障害特別支援学級 小学校 2 級、中学校 1 学級、義務教育学校 1 学級 教育補助員 30 名配置	A	A	A
35	障がい児保育事業	継続実施	継続実施 障害等の状況にあわせた保育士の加配ができるかどうかと、在園児を配慮した無理のない集団保育が可能かどうかを判断し入所決定を行う。	A	A	A

【進捗状況】 基本目標「子どもたちの幸せで健やかな成長のために」

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	35	0	0
満足度	33	2	0
認知度	34	1	0

基本目標「子どもたちの幸せで健やかな成長のために」に対する 35 の施策の進捗状況について、利用率についてはすべて A 評価となっています。

「妊産婦医療費助成事業」「不妊治療助成事業」「小児医療費助成事業」「母子・父子家庭医療費助成事業」などの助成事業においては、計画期間内に助成回数や助成対象の拡大を図りました。また「母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査事業」においては、産婦健康診査を追加しました。

「小児救急医療体制の整備」については、満足度、認知度において B 評価となっており、今後も市内の医療機関の協力について働きかけを行っていく必要があります。

また、「障がい者（児）の福祉サービス事業」において満足度が B 評価となり、これはサービスを利用するにあたり、相談支援事業所の受け入れが容易でない場合があったためです。桜川市内及び市外の相談支援事業所の新規開拓を図るなど、満足度の向上にむけた取り組みを進めていく必要があります。

2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育

①地域における子育て支援の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
36		放課後児童健全育成事業	継続実施	公立 10 か所(延べ人数) 岩瀬学童クラブ(1253) 羽黒学童クラブ(474) 猿田学童クラブ(272) 坂戸学童クラブ(546) 南飯田学童クラブ(487) 雨引学童クラブ(459) 大国学童クラブ(278) 桃山学童クラブ(1151) 樺穂学童クラブ(425) 谷貝学童クラブ(418)	A	A	A
37		子育て短期支援事業	実態としてニーズが出た場合に対応する	未実施 市内で対応できる施設がなく、見込量もありません。今後、実態としてニーズが出た場合には必要に応じて対応する。	※	※	※
38		病児保育事業	1日あたり5人程度に対応	県西総合病院病児保育事業実績 平成 30 年度延利用者数 110 名 内桜川市民延利用者数 77 名 9月30日で県西総合病院病児保育事業廃止。 10月から茨城県西部メディカルセンター内桜川市民延利用者数 38 名	※	A	B
39		保育施設における相談事業	継続実施	継続実施 児童の送迎時等に保護者と随時対応している。	A	A	A
40		利用者支援事業	継続実施	市役所関係各課や、子育て支援センター(委託先：社会福祉協議会)において、相談や助言等を行い、関連機関との連絡調整や支援事業の情報提供を実施する。	A	A	A
41		地域子育て支援拠点事業	継続実施	公立【2カ所】 岩瀬子育て支援センター(センター型：週5) 登録者 480 名年間 6,409 人利用 真壁子育て支援センター(センター型：週3) 登録者 221 名年間 3,066 人利用 私立【3カ所】 真壁保育園子育て支援センター ほしのみや保育園子育て支援センター JA 北つくば子育て支援センター 【合計 5カ所】	A	A	A

42		ファミリー・サポート・センター事業	継続実施	事業を社会福祉協議会にて実施 依頼会員 495 名 援助会員 23 名 延利用者 22 名	B	B	B
----	--	-------------------	------	--	---	---	---

②地域における人材養成

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
43		ボランティアの育成	継続実施	事業を社会福祉協議会へ委託 人材育成福祉体験事業 小学校 9 校, 中学校 4 校, 義務教育学校 1 校, 高校 1 校で実施 補助金 1,440,000 円	A	A	B

③教育・保育の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
44		通常保育事業： 保育施設	継続実施	次の 6 保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	A	A	A
45		通常保育事業： 教育施設	継続実施	次の 7 保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里幼稚園、まかべ幼稚園	A	A	A
46		延長保育事業	6 施設で実施	次の 6 保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	※	A	A
47		幼稚園の預かり保育事業	5 園で実施	次の 6 保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里幼稚園	A	A	A
48		地域型保育事業	事業申請があった 場合に対応	次の保育施設で継続実施 星の子ランド保育園 (H29.12.1 設置) 平成 30 年 1 月より	A	A	A
49		一時預かり事業	継続実施	次の 6 保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	※	A	A

50		保育所施設整備事業	各保育所において、修繕を図りながら施設を維持する。	各保育施設においては、老朽化した場所の修繕を図りながら施設を維持している。	A	A	A
51		幼稚園施設整備事業	各幼稚園において、修繕を図りながら施設を維持する。	各教育施設においては、老朽化した場所の修繕を図りながら施設を維持している。	A	A	A
52		幼保一体化推進事業	公立保育所・幼稚園再編成の実施と民営化への検討。	岩瀬認定こども園・岩瀬東部認定こども園は、平成31年4月から公私連携保育所型認定こども園として、桜川市社会福祉協議会へ移管しました。	A	A	A
53		児童手当等給付支援事業	継続実施	児童手当 延児童数：51,116名 支給総額：565,060,000円 ※児童一人あたり支給額 3歳未満：一律月額15,000円 3歳以上小学校修了前（第1・2子） ：月額10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子） ：月額15,000円 中学生：一律月額10,000円 特例給付(所得制限世帯)：年齢に関わらず 一律：月額5,000円 ※所得制限 前年所得が{622+(38*扶養人数)}万円を超える受給者には、児童手当に代わり特例給付を支給	A	A	A

④地域における子育て支援ネットワークづくり

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
54		保育施設と保護者のネットワークの構築	相談窓口の充実	個別面談の継続実施 送迎時などにも随時実施	A	A	A

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
55		学校活性化非常勤講師配置事業	継続実施	学校活性化非常勤講師は一事業により、T T 非常勤講師を坂戸小学校 1 名、雨引小学校 1 名計 2 名を配置し、児童の指導を行った。	A	A	A
56		児童生徒の情報教育の推進	継続実施	桜川中学校、桃山学園に計 80 台の教育用タブレットパソコン等を配置した。また、無線 LAN の整備を実施した。	A	A	A
57		英語指導助手 (ALT) の活用事業	継続実施	小・義(前期)学校 1・2 年生 (年間 6～7 回) 3・4 年生 (年間 35 時間) 5・6 年生 (年間 70 時間) 中・義(後期)学校年間 1 校約 110～140 日	A	A	A
58		教員のレベルアップ	継続実施	市学力向上研修会：年間 3 回 対象：市内小・中・義学校研究主任 目的：教員の指導力向上や授業改善	A	A	A
59		教職員研修事業	継続実施	派遣指導主事による計画訪問，要請訪問，各種訪問 対象：市立幼稚園，小・中・義学校 訪問回数：年 100 回程度 内容：学習指導・生徒指導等への指導助言	A	A	A
60		人権尊重の教育	継続実施	人権教育講演会 8/10 人権教育作品集（市内幼・小・中・義学生の作品）視聴覚教材の活用	A	A	A
61		教育相談事業	継続実施	岩瀬西中（拠点校）岩瀬小，坂戸小 1 名 岩瀬東中（拠点校）羽黒小，南飯田小 1 名 大和中（拠点校）桜川中 1 名、桃山学園(単独校) 週 1 日、年間 36 週、1 日 7 時間勤務	A	A	A
62		児童生徒の読書活動の推進	蔵書冊数の整備	全小・中・義学校ごとに図書購入費 100,000 円以上の予算の配当した。各学校において、図書を整備した。	A	A	A
63		子ども読書推進事業	県教育長賞受賞者 小・義(前期)学校 100%、中・義(後期)学 95% 以上を目指す	各小・義(前期)学校 4～6 年生 一人 50 冊を読んだ割合：98.9% 各中・義(後期)学校 1～3 年生 一人 30 冊を読んだ割合：79.2% 学校図書館協力員 3 名配置	A	A	A
64		夏季水泳教室の充実	小・中・義学生初心者から上級者まで及び一般から高齢者までの水中運動教室の水泳教室（4 教室）延べ 12 日間。また、上達したと 50%以上の人を感じることを目指す	夏休み期間に、小・義(前期)学生を対象とした「夏休み水泳教室」を 12 日間で 6 教室を行い、参加者延べ人数 157 人。	A	A	A

65		学校評議員制度の充実	継続実施 (活動報告会の実施)	各小・中・義学校について2～3回の評議員会議を開催した。	A	A	A
66	●	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	カウンセラー・相談員の3人体制と常時勤務体制の確立	相談員3名, カウンセラー1名週5日開設 主な業務内容: 不登校児童生徒・保護者への相談及び支援、電話相談及び来室相談、学校訪問相談 通室者数5人, 相談件数1,347件	A	A	A
67	●	図書の充実	蔵書数の整備	岩瀬中央公民館 15,985冊 年間貸出数 2,158冊 大和中央公民館 11,754冊 年間貸出数 1,007冊 真壁伝承館真壁図書館 33,009冊 年間貸出数 31,803冊	A	A	A
68	●	ブックスタート事業	実施回数、乳幼児図書貸出冊数ともに現状を維持する	対象育児 207人実施回数 7回乳幼児図書貸出冊数 22,513冊	A	A	A
69	●	お話の広場活動事業	施策内容の充実及び読み聞かせの向上	岩瀬中央公民館 月1回実施(8月を除く) 大和中央公民館 月1回実施(8月、9月を除く) 真壁伝承館真壁図書館 月1回実施	A	A	A
70	●	教育・保育施設と小・義(前期)学校の連携体制の構築	継続実施	継続実施	A	A	A

⑥子どもの健全育成

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
71		職場体験事業	継続実施	全中学校(4校), 義務教育学校(1校)で実施。計385名の中学校2年生及び義務教育学校8年生が体験学習を行った。	A	A	A
72		ふるさと発見事業	継続実施	小学校1校, 義務教育学校1校で実施。羽黒小学校では、羽黒の地域について調べたことを掲示物にまとめ展示した。桃山学園では、真壁の地域について調べ、掲示物を作ったり、発表会を行ったりした。	A	A	A
73		児童館の利用促進	継続実施	飯塚児童館・上小幡児童館の廃止。地区で利用するため、賃貸借契約(飯塚)・譲与契約(上小幡)を締結。	B	※	※

【進捗状況】

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	32	2	4
満足度	35	1	2
認知度	33	3	2

基本目標「子どもと保護者のための地域の保育と教育」に対する 38 の施策の進捗状況について、評価指標の数について、利用率は A 評価 32、B 評価 2、※評価 4、満足度は A 評価 35、B 評価 1、※評価 2、認知度は A 評価 33、B 評価 3、※評価 2 という結果になりました。

学校の教育環境について、少人数授業の充実や ICT 機器を活用できる環境を整備するなど、次世代育成に向けた取り組みを実施しました。また、保護者や地域の方々の意見を取り入れるため学校評議員制度を充実させました。

B 評価のある事業についてみると、「病児保育事業」について、利用者の満足度は得られているものの、認知度において B 評価となっており、改善の必要があります。また、市内の医療機関での受け入れについて新規設置に向けた調整を図ります。

「ファミリー・サポート・センター事業」については、すべての評価指標において B 評価となりました。利用者数は、平成 28 年度は延べ 17 名、平成 29 年度 0 名、30 年度においては延べ 22 名となっており、利用率や認知度の向上が必要です。また「ボランティアの育成事業」の認知度も B 評価となっています。社会福祉協議会と連携し、利用率、認知度の向上に向けた取り組みが必要です。

また、「児童館の利用促進事業」の利用率において B 評価としています。子育てサークルや交流の場としての活用を図りましたが、公立私立の子育て支援センターの普及により、児童館の利用が減少傾向にあります。平成 30 年度には飯塚、上小幡児童館を廃止しました。今後は地域ニーズを反映した利用の適正化を図り、岩瀬中央児童館についても廃止の方向で地域との調整を進めます。

3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て

①次代の親の育成

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
74		青少年健全育成活動（声かけ運動）	継続実施	あいさつ声かけ運動 11/2 約 470 名 岩瀬支部…岩瀬駅前・羽黒駅前 大和支部…小・中・義学校正門前 真壁支部…中・義・高等学校正門前	A	B	A
75		子ども会育成事業	継続実施	つば霞ヶ浦りんりんロード 11/17 実施 56 名参加（児童 20 名、保護者 15 名、市子連役員 15 名、事務局 6 名）	B	B	B
76		青少年のための健全育成活動	継続実施	・街頭指導 学校警察連絡協議会 7/22 岩瀬地区 7/24/25/26 真壁地区 青少年相談員 8/15 岩瀬地区 ・「青少年の健全育成に協力する店」の協力依頼 7/7 実施 17 名参加 ・図書等自動販売機等立入調査 2/21 実施 実施設置台数 3 台調査員 5 名	※	※	A
77		青少年を取り巻く環境浄化運動	実施なし 次年度以降の実施について検討	天候不良のため中止	※	※	※
78		結婚の応援	継続実施	出会いパーティー1 回開催 恋愛セミナー1 回開催 未婚者アンケート 1 回実施 結婚相談随時実施 結婚相談員意見交換会 2 回開催	B	B	A

②家庭や地域の教育力の向上

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
79		家庭教育学級	継続実施	全校実施（市内公立小・中・義学校計 15 学級）各学級の実施状況について実践報告書を作成し、全学級に配布	A	A	A
80		青少年健全育成活動	継続実施	<p>【わくわくチャレンジ】</p> <p>お料理教室年 6 回 118 名参加 おもしろ理科教室年 4 回 104 名参加 あそびの教室年 4 回 64 名参加 自然・歴史探検教室年 1 回 5 名参加 楽しいスポーツ教室年 2 回 44 名参加</p> <p>【真壁コミュニティスクール】</p> <p>桃山学園（桃学ちびっ子プレースクール） 年 3 回実施・814 名 谷貝小（ジュニア冒険隊） 年 2 回実施・454 名 樺穂小（樺穂わくわくクラブ） 年 2 回実施・563 名</p> <p>【羽黒小コミュニティスクール】</p> <p>年 2 回実施・830 名</p>	B	B	B

③良質な住宅の確保

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
81		良質な市営住宅の整備	外壁改修の継続実施（犬田住宅）	全 17 住宅のうち、鉄田住宅外 12 住宅について 97 件の修繕を実施。犬田住宅屋根及び外壁改修工事を実施	B	A	B

④安全で安心なまちづくりの推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
82		子どもに配慮した公園事業	管理業務の継続実施	<p>公園遊具の劣化診断点検を実施 12 ヶ所</p> <p>【公園内訳】</p> <p>西小堀児童公園・北 1 号公園・北 3 号公園・南 1 号公園・岩瀬中央児童公園・友部住宅団地公園・真壁中央公園・花の入公園・原方児童公園・新宿児童公園・仲町児童公園・紫尾住宅団地公園</p> <p>公園内遊具については、巡回時目視点検を実施</p>	A	A	A

83		公園のトイレや砂場の衛生管理	管理業務の継続実施	公園内清掃を週 1 回シルバー委託で実施 公園トイレ清掃週 3 回シルバー及び民間委託で実施 砂場の砂は薬剤師会にて年 1 回検査を実施 砂場用の砂の入替えを実施 (南 1 号公園、仲町児童公園) みかげスポーツ公園内トイレ設置工事を実施	A	A	A
84		公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	管理業務の継続実施	いたずらや経年劣化及び凍結等による、施設の破損、不具合等については、随時修繕を実施した。 トイレ設備修繕・・・12 件 電気設備修繕・・・4 件 その他修繕・・・8 件 (看板屋根修繕・塀修繕・ベンチ修繕・水飲み器等)	A	A	A

⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
85	●	交通安全指導事業	継続実施	交通安全教室（小・中・義学校） 19 回開催 2,055 人 幼児交通安全教室 8 回開催 1,047 人 交通立哨 毎月 1 日交通安全の日 (小・中・義学校通学路) 各季交通安全期間中キャンペーン実施 自転車点検（小・中・義学校） 1,017 台 啓発活動 小・義学校新入学 1 年生へ交通安全パンフレットを配布 中学校新入学 1 年生及び義務教育学校後期課程進級生へ反射タスキを配布 市民へ無料反射タスキ配布	A	A	A
86	●	下校時巡回パトロール	継続実施	各学校単位で、各種団体や機関の協力なども得ながら実施	A	A	A
87		小中学校指定通学路の整備	維持管理業務の継続実施	つくばりんりんロード整備工事（1,600 m） 安全施設設置工事 43 件 5,127 千円	A	A	A

⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
88		地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	継続実施	防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシの配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施した。 毎月 15 日各地区において防犯連絡員によるパトロールを実施 各季地域安全期間中キャンペーンを実施	A	A	A
89		連れ去り防止対策	継続実施	各小・義学校の 1 年生に防犯ブザー（常陽銀行寄贈）を配布した。	A	A	A
90		危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	継続実施	各学校において、危機管理マニュアルに基づき不審者侵入防止対策にあっている。	A	A	A

⑦仕事と子育ての両立支援

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和元年度)	平成 30 年度実施状況	利用率	満足度	認知度
91		男女共同参画の推進	審議会・委員会の女性の進出の割合 30%	審議会の女性の進出の割合 20.5% 委員会の女性の進出の割合 17.6%	B	B	B

【進捗状況】

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	11	5	2
満足度	11	5	2
認知度	13	4	1

基本目標「地域社会ぐるみで見守り応援する子育て」に対する 18 の施策の進捗状況についてみると、評価指標の数について、利用率は A 評 11、B 評価 5、※評価 2、満足度は A 評価 11、B 評価 5、※評価 2、認知度は A 評価 13、B 評価 4、※評価 1 という結果になりました。

B 評価のある事業についてみると、「子ども会育成事業」では、すべての評価項目におい

てB評価としています。「桜っ子」の参加を促すような、様々な企画を実施していく必要があります。

「結婚の応援事業」においては、出逢いイベントや恋愛セミナーの実施に関する認知度は高いと考えますが、利用率や満足度を更に高める必要があり、企画内容や周知方法の改善が必要です。

また、「青少年健全育成活動事業」においては、すべての評価指標においてB評価としています。週末の子どもの居場所づくりとして、魅力ある企画をさらに推進していく必要があります。

「良質な市営住宅の整備」については、利用率、認知度においてB評価としています。長寿命化計画に基づく改修、改善を実施し、さらなる良質な住宅の確保に努める必要があります。

「男女共同参画の推進」においては、すべての指標でB評価としています。各種審議会や委員会における女性の進出の割合をさらに高めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

『子どもたちの幸せ育てる桜川市』

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、職場、その他の場において、子育ての意義についての理解が深められるとともに、子育てに伴う喜びが実感されるように行われなければなりません。

子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現するという考えに基づき『子どもたちの幸せ育てる桜川市』を基本理念として掲げ、施策を推進します。

2. 基本目標

基本理念である『子どもたちの幸せ育てる桜川市』の実現のためには、子ども子育て家庭への支援として①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進⑦子どもの安全の確保⑧要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進、といった対策を進めていく必要があります。

後期計画において、これらの対策を総合的に進めていくために、3つの基本目標を設定しました。

【3つの基本目標】

◆ 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

妊娠、出産、育児といったライフステージに応じた支援策を切れ目なく実施し、様々な家庭環境に配慮した施策を実施します。また、待ちの姿勢にとどまらない、積極的に働きかけるプッシュ型の支援を通じ、子どもたちの幸せで健やかな成長の実現に寄与します。

◆ 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

核家族化や女性就業率の上昇などの社会変化に対応するためには、地域における子育て支援を充実させる必要があります。保育所、幼稚園、小・中・義学校など各拠点における支援体制の充実を図るほか、総合的な支援の充実に向けて、子育て支援拠点機能の強化を図ります。

◆ 安全、安心な子育て環境の形成

住まい、公園、交通安全、防犯など、安全で、安心して生活できる生活環境の形成に努めます。また、地域が一体となり子どもたちの見守りを行う安全・安心の子育て環境の形成を目指します。

3. 基本方針

3つの基本目標ごとに具体的な方針を定めたものです。各基本目標に対する方針は以下の通りです。

■基本目標 「子どもたちの幸せで健やかな成長の実現」

【基本方針】

- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、各種健診・予防接種・訪問指導・相談指導・両親学級などの充実に努めます。
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
小・中・義務教育を対象とした健康教育の実施や、小児生活習慣病健診の実施など、保健対策を充実させます。
- 「食育」の推進
乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の提供に努めるとともに、体験活動などを通じた食育を推進します。
- 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
通学路巡回パトロールや地区組織との連携、活動支援などを通じ、地域の見守りを行います。
- 小児医療の充実
安心して子どもを産み育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組みます。
- 児童虐待防止対策の充実
桜川市要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、専門的な対応ができる体制の構築を行います。
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
児童手当や医療費助成などの経済的な支援や就業支援、生活に関する支援など、子どもが健全に成長できるよう実施していきます。
- 障がい児施策の充実
障がいのある子どもの保育や福祉サービスの提供を充実させるとともに、発達相談や支援を適切に行います。

■基本目標 「子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実」

【基本方針】

○ 地域における子育て支援の充実

学校等と連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室事業を推進するとともに、地域子育て支援拠点における乳幼児・保護者の交流の促進や相談機能の強化を行います。

○ 地域における人材養成

地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、ボランティアスクールや人材育成体験事業を実施し、支援の担い手となるボランティア人材等の育成・確保を図ります。

○ 教育・保育の充実

少人数単位での保育や通常の利用時間帯以外での預かりなど、保育機能を充実させるほか、質の高い教育の実施に努めます。

○ 地域における子育て支援ネットワークづくり

認定こども園において、職員と保護者や保護者同士の情報交換の場を設けるなど、子育て世帯のネットワークづくりを行います。

○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児教育・学校教育の充実を図るとともに、学校の教育環境等の整備に努めます。

○ 子どもの健全育成

自分たちの住む町についての学習や体験の機会を提供し、郷土を愛する心を培うとともに、地域の人々との交流を深め、子どもの健全育成を図ります。

■基本目標 「安全、安心な子育て環境の形成」

【基本方針】

- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
青少年関係団体や子ども会の活動を推進し、地域での活動を活性化する。また、学校と連携しながら家庭での教育の在り方について考える機会を提供します。
- 良質な住宅の確保
子育て世帯が地域において安心・安全で快適な住生活を営むことができるよう支援に努めます。
- 安全で安心なまちづくりの推進
公園、トイレ、駐車場、駐輪場等の整備を推進するとともに、環境美化に努めます。
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子どもたちに交通安全教室を開催するほか、通学路の整備や下校時のパトロールを推進し、交通安全の確保に努めます。
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
防犯ブザーの配布、地域のパトロール、防犯に関する啓発活動など、子どもたちが犯罪等の被害にあわないまちづくりを進めます。
- 仕事と子育ての両立支援
男女の出会いや、働き方の見直しを促進することで、子どもをはぐくみ、育てるための環境を整備します。

4. 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの 幸せ育てる 桜川市	子どもたちの幸せで 健やかな成長の実現	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
		④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		⑤小児医療の充実
		⑥児童虐待防止対策の充実
		⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進
		⑧障がい児施策の充実
	子どもや保護者に寄りそう 子育て支援体制の充実	①地域における子育て支援の充実
		②地域における人材養成
		③教育・保育の充実
		④地域における子育て支援ネットワークづくり
		⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		⑥子どもの健全育成
	安全、安心な 子育て環境の形成	①学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
		②良質な住宅の確保
		③安全で安心なまちづくりの推進
		④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		⑥仕事と子育ての両立支援

第4章 行動計画

1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要であると同時に、母親にとっても人生における大事業の時期と言えます。

初めて子を持つ夫婦の育児不安、特に主な子育ての担い手である母親の不安やストレス解消等を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や子育て・発育に関する相談の機会を提供します。

また、妊婦・乳児の健康診査や訪問指導を通じて母子の健康を確保し、感染症対策のための定期予防接種の実施に努めます。また、不妊治療対策に関してもより一層の推進を図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
1	妊産婦医療費助成事業	国保年金課	母子手帳交付月の初日から出産日の翌月末日までの妊産婦に対し医療費を助成する。	継続実施
2	マタニティクラス	健康推進課	初妊婦とその夫を対象に妊娠・出産・呼吸法・沐浴・育児等の健康教育・出産体験談等の内容を年6回実施。	継続実施
3	ことばの相談室	健康推進課	各種健診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援を図る。	継続実施
4	不妊治療助成事業	健康推進課	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	継続実施
5	母子健康手帳の交付・妊産婦・乳児健康診査	健康推進課	子育て包括支援センターを拠点に、妊産婦・乳幼児に切れ目のない支援を行う。妊婦・乳児の健康診査、産婦健康診査を適切な時期に実施することにより、疾病の早期発見、疾病予防のための指導支援に努める。健診委託先：茨城県医師会（県内産婦人科、小児科医療機関）及び県外医療機関。	継続実施
6	赤ちゃん訪問指導	健康推進課	平成20年児童福祉法の一部改正に伴い、平成21年4月より乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業として生後4か月までに全戸訪問することが市町村の努力義務となったため、保健師・看護師・助産師が全戸訪問を実施する。	継続実施

7	乳幼児健康診査・保健指導等の充実	健康推進課	<p><1歳児健診> 幼児期への移行期で、発育・発達面の異常の早期発見・幼児食・むし歯予防等の相談・指導を行う。</p> <p><1歳6か月児健診> 身体・精神面の発育・発達状況の異常の早期発見と生活習慣の自立・虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。</p> <p><2歳児歯科健診> 乳歯萌出が完了し、むし歯の多発期であることから、ブラッシング指導とフッ素塗布を行う。又、ことばや発達面での育児不安も多く、相談・指導を行う。</p> <p><3歳児健診> 身体・精神面の発育・発達状況と、視力・聴力異常の早期発見、生活習慣の自立、虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。</p>	継続実施
8	予防接種の推進	健康推進課	子どもの感染症について発症予防、重症化を予防するため、定期予防接種、任意接種を適切に受けることができるよう支援します。	継続実施
9	健康相談	健康推進課	<p><子育て相談> 月1回定例開催</p> <p><4～6か月児育児相談> 乳児の成長・発達の確認、育児不安や悩みの相談を行い、むし歯予防のために早期から歯の健康についての講話を実施する。</p> <p><5歳児健康相談> 子どもや保護者が安心して就学を迎える環境や、適切な発達支援体制の構築を図るため実施する。</p>	継続実施

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の児童生徒には、心身に様々な変化が生じることに対する適切な教育などのケアが重要です。成長過程の多感な思春期において、将来の結婚や子育てに対して必要な体験の場を提供します。

また、現在では過剰ともいえる刺激的な情報や、他者とのふれあいの機会の喪失など、少子化進行の影響を受けていることへの配慮や思春期の課題を認識し、児童生徒の心のケアのために相談体制の充実を図ります。

子どもの頃からの生活習慣病の予防と指導を促進し、健康な身体づくりを目指します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
10	思春期教育事業	健康推進課 児童福祉課	市内の小・中・義学校から「命の大切さ」、「思春期教育」などの依頼があった場合に妊娠シミュレーターや育児人形を活用し、健康教育を実施する。	継続実施
11	小児生活習慣病 健診事後指導	学校教育課	小・義学校4年生、中学校1年生、義務教育学校7年生の希望者を対象に、事後指導として個別指導を行う。 ※1次検査でチェックの入った児童に対し2次検査を実施し、親子で説明会に参加してもらう。	継続実施

③「食育」の推進

子育てをしている保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心身の健康問題は、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因すると考えられます。

食べることは、生きる活力の源であり、人生の楽しみでもあります。乳幼児期からの発達段階に応じた正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着による、健全な心身の育成を目指し、地域ぐるみで食に関する学習や体験の機会の充実を図り、食育を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
12	親子料理教室	健康推進課	小・義(前期)学生、幼稚園、保育所の親子を対象に調理実習を行い、食事バランスガイドや早寝・早起き・朝ご飯の習慣づくりの説明をする。(食生活改善推進員協議会に委託)	継続実施

④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域、学校が協力し、通学路の巡回パトロールを実施することで地域の防犯体制の強化を図ります。保健・医療に携わる関係機関の効果的な連携を図ることにより、子どもの成長を見守る地域づくりを推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
13	通学路の見回り活動	学校教育課	「巡回パトロール」のステッカーを車につけ、各学校の巡回活動を行う。 ボランティア活動による巡回パトロールを実施することにより防犯体制の強化につなげる。	継続実施
14	育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	健康推進課	社会福祉協議会で実施している子育て支援センターからの依頼により、身体測定の実施や育児相談、健康教育を実施している。	継続実施
15	地区組織との連携、活動支援	健康推進課	各種乳幼児健診・相談時の計測の際の記入やカウプ指数の算出、市民祭への参加、研修会へ出席し知識を習得する。	継続実施

⑤小児医療の充実

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実に努めます。医療機関との連携を図りながら、地域で支える小児医療体制の充実を図るとともに、近隣地域を含めた救急医療体制を保持します。

また、すべての子どもの健康保持のため、医療費の助成等の充実を図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
16	小児医療費助成事業	国保年金課	出生の日から高校卒業相当までの小児に対し医療費を助成する。	継続実施
17	小児救急医療体制の整備	健康推進課	近隣地域にある筑波メディカルセンター病院において365日24時間体制で小児科の診療を実施。 (事前に電話での申し込みが必要) また、市内の医療機関での実施について働きかけを行う。	継続実施

⑥児童虐待防止対策の充実

家庭内での配偶者からの暴力や学校内外でのいじめは全国的な問題であり、本市においても課題となっています。多感な児童期に虐待を受けると心に大きなキズを残し、成人後の生活にも影響すると言われてしています。

また、乳幼児に対する虐待や育児放棄、いじめの背景は多岐にわたっていることから、すべての児童の健全な心身の成長のために、関係各機関が連携し実態の把握に努め、相談体制の強化を図り、地域全体で虐待の発生予防や早期発見・早期対応、保護・支援などの対策を実施していきます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
18	要保護児童への対応	児童福祉課	家庭相談室を窓口として、家庭における児童の養育に関する事、その他児童の福祉に関する事について相談及び指導を行う。また、桜川市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携のもと、児童虐待を始め要保護児童の早期発見、早期対応に努める。子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討していく。	継続実施
19	乳幼児期の対応 (赤ちゃん訪問、4～6か月育児相談)	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問や、4～6か月育児相談等を実施し、育児不安からくる虐待の早期発見・予防を図る。	継続実施
20	養育訪問支援事業	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問指導で、特に支援が必要な世帯に対し訪問支援を実施する。支援を必要とする各世帯のケースに応じ関係各課と連携し、養育に関する指導・助言を行う。	継続実施
21	若年層の児童虐待防止対策事業	児童福祉課 健康推進課 学校教育課	児童福祉課、健康推進課、市内小・中・義学校養護教諭部会が連携を図り、小・中・義学校において、性、妊娠、出産に関する正しい知識の習得を目的に、年齢に応じた保健教育等を実施し、命の大切さを学び、若年の妊娠・出産や児童虐待の未然防止に努める。	継続実施

⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭が安心して子育てを含む生活を営み、その子どもが他の子どもたちと変わりなく、心身ともに健全に成長できるように支援します。

また、ひとり親自身が健康で文化的な生活を送ることができるよう自立支援や生活支援の充実を図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
22	母子・父子家庭医療費助成事業	国保年金課	18歳未満の児童を養育しているひとり親とその子（高校を卒業するまで）に対し医療費を助成する。	継続実施
23	児童扶養手当給付支援事業	児童福祉課	児童が健やかに成長できるよう、児童を養育しているひとり親家庭等に対し手当を支給する。	継続実施
24	ひとり親家庭等入学祝金事業	児童福祉課	3月1日現在において入学児童を有するひとり親家庭等の保護者に対し、中学・高校入学時及び義務教育学校後期課程進級時の経済面の支援として祝金 30,000 円を支給する。	継続実施
25	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	児童福祉課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。	継続実施
26	交通遺児手当支給事業	児童福祉課	義務教育終了前の交通遺児を養育する父、もしくは、母等に手当を支給し、交通遺児の養育及び就学上の不安を解消するとともに心身の健全な育成を図るために、遺児 1 人につき月額 2,000 円を支給。	継続実施

⑧障がい児施策の充実

障がいのある人もない人も共に通常の社会生活を営めることを目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい児の健全な成長と自立を促進します。

乳幼児期からの発達相談・支援を図り、特別な支援が必要な子どもが地域で安心して暮らせるよう在宅支援の充実や教育支援体制の整備等の取組を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
27	障がい児への発達相談・支援	健康推進課	ことばの遅れや発達が心配される乳幼児と保護者を対象に、相談や療育を行う。	継続実施
28	特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課	身体や精神に障がいのある児童を家庭で介護している者に支給する。	継続実施
29	在宅障がい児福祉手当支給事業	社会福祉課	20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に支給する。	継続実施
30	障がい者（児）の福祉サービス	社会福祉課	居宅介護・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービス等、障がい児の能力及び必要性に応じ適切な福祉サービスの給付を行う。	継続実施
31	補装具の交付・修理	社会福祉課	身体上の障がいを補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理に伴う費用を支弁する。	継続実施
32	日常生活用具の給付・貸与	社会福祉課	日常生活がより円滑に行われるために、障がいの種類及び程度を基準に必要に応じて給付・貸与する。	継続実施
33	特別支援学級児童生徒事業	学校教育課 教育指導課	教室の改造や備品を整備するとともに、教育補助員を配置し、支援を必要とする児童生徒が将来的に一般社会に適應できるよう努める。	継続実施
34	障がい児保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育施設において、障がいのある子どもを受け入れ、障害の状況にあわせて個別的な対応に配慮しながら無理のないよう集団保育を実施する。また、民間に対しては、障がいのある子どもの受け入れをしている施設に保育教諭の配置に必要な経費を補助し、心身に障がいを有する乳幼児の保育の推進を図る。	継続実施

2. 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

①地域における子育て支援の充実

共働き家庭の増加により、子育て支援のニーズは多様化し、今後も拡大する傾向にあり、地域における様々な子育て支援の充実が必要です。

就労等により保護者が昼間家庭にいない小・義(前期)学校児童の遊び・生活の場を確保します。

また、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合などに、一定期間、養育・保護する体制を整え、子どもが病気の時の保育についても確保していきます。

子どもの幸せとすべての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、親子の交流の場や子育てに関する情報の提供に努め、子育てに関する相談や助言を行うとともに、地域、行政、関係機関による協力体制を強化していきます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
35	放課後児童クラブ事業	児童福祉課	学童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小・義(前期)学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	継続実施
36	放課後子ども教室事業	生涯学習課	放課後授業の終了後等に、小・義(前期)学生に対し、学習、体験・交流活動の場を与え、児童の健全育成を図る。	R3 各市町村の状況確認調査等及び職員の確保。R4 活動内容・講師・対象予定校の決定。R5 事業運営の開始。R6 追加校の選定。
37	子育て短期支援事業	児童福祉課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う。	実態としてニーズが出た場合に対応していく
38	病児保育事業	児童福祉課	疾病にかかり集団保育が困難なものについて、病院等の実施施設に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する。	継続実施

39	保育施設における相談事業	認定こども園	保護者からの遊びやしつけなどに関する相談に随時対応する。	継続実施
40	利用者支援事業	健康推進課 児童福祉課	乳幼児及びその保護者の身近な場所で、相談・助言等を行い、必要に応じて関連機関との連絡調整等を図る。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。	継続実施
41	地域子育て支援拠点事業	児童福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	継続実施
42	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動への支援により住民参加の子育て支援の輪を広げる。	継続実施

②地域における人材養成

多様な子育てニーズに対応し、支援を充実させていくためには、人材の確保が必要となります。地域のボランティアの育成や効果的な活用を図ります。

また、既存の健康推進員や食生活推進員との連携を深め、活動を支援します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
43	ボランティアの育成	社会福祉課 社会福祉協議会	ジュニアボランティアスクール、人材育成福祉体験事業など地域で活躍するボランティアを育成します。	継続実施

③教育・保育の充実

多様な保育支援が望まれる背景には、現在の仕事と子育てを両立させたいと願う保護者と、現在は就労していないものの強い就労意欲を持つ保護者の存在があります。

少子化の進行により想定される児童の減少と保護者ニーズの拡大とのバランスを考慮しながら、各家庭の状況・希望に応じた適切な教育・保育を提供します。

また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育時間の延長や一時的な預かり等の充実、地域との連携により多様な保育ニーズへの対応を図ります。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するために児童手当等を給付し支援します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
44	通常保育事業： 保育施設	児童福祉課 認定こども園	児童の保護者が就業等の理由で、保育の必要性が認められる場合、保育施設で子どもを保育する。 保育標準時間：最大 11 時間 保育短時間：最大 8 時間	継続実施
45	通常保育事業： 教育施設	児童福祉課 認定こども園	3 歳児（公立は 4 歳児）から小・義学校就学までの幼児に教育の基礎を培うための幼児保育を実施し、心身の発達の助長に努める。	継続実施
46	延長保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外に保育所及び認定こども園等で引き続き保育を実施する。	継続実施
47	幼稚園の預かり保育事業	児童福祉課 認定こども園	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望者を対象に保育を実施する。	継続実施
48	地域型保育事業	児童福祉課	保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0～2 歳の子どもの保育を実施する。	継続実施
49	一時預かり事業	児童福祉課 認定こども園	家庭において昼間保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は幼稚園の在園児を教育時間終了後に一時的に預かり必要な保護を行う。	継続実施
50	保育対策総合支援事業	児童福祉課	小規模保育施設等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じる。	継続実施
51	保育教諭のキャリアアップ	認定こども園	各種キャリアアップ研修会へ参加し、職員的能力向上を図る。	継続実施
52	保育所施設整備事業	児童福祉課 認定こども園	保育充実のための施設整備推進。	継続実施
53	児童手当等給付支援事業	児童福祉課	中学校修了前（15 歳到達後最初の年度末）までの子どもを養育している方に児童手当を支給し、児童の健全な育成を図る。	継続実施

④地域における子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援や保育に関する情報を効果的・効率的に提供し、多くの親子が気軽に参加できる場を設けることで、地域における子育て支援ネットワーク形成を促進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
54	保育施設と保護者のネットワークの構築	認定こども園	保育施設において、職員と保護者同士などの情報交換や相談の場を設ける。	継続実施

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、知・徳・体をバランスよく育て、子どもたちの「生きる力」を一層育むことが大切です。学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、子どもの悩みや不安に対しての相談や支援、信頼される学校づくりなど、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に努めます。

また、次代の担い手であるすべての子どもが、心身ともにすくすくと個性豊かに成長できるよう、支援をしていきます。さらに、幼稚園・保育所（園）と小学校・義務教育学校との連携の強化、家庭や地域と連携により信頼される学校づくりを推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
55	学校活性化非常勤講師配置事業	学校教育課	「生きる力」を育成するためには、生涯にわたって学び続けるための真の学力の育成が不可欠である。そのような学力をつけるために少人数加配を実施している。複数の教員の配置によって児童生徒の個に応じた指導を通して基礎学力の定着を図る。	継続実施
56	児童生徒の情報教育の推進	学校教育課	児童生徒が、将来 I C T（情報通信技術）社会で活躍することを見据えた情報教育の充実を図る。	継続実施
57	英語指導助手（ALT）の活用事業	教育指導課	国際社会に対応するため、英語教育の必要性が高まっていることから幼・小・中・義学校へ ALT を派遣する。	継続実施
58	教員のレベルアップ	教育指導課	全職員の能力向上を図る各種研修会への参加。	継続実施

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
59	教職員研修事業	教育指導課	教職員の資質の向上のため、県の派遣指導主事を配置して専門的事項にかかる研修を図っている。	継続実施
60	人権尊重の教育	生涯学習課	市の推進体制を強化し、教職員の研修、児童生徒・地域住民へ学習機会を設け、全市的に人権意識の啓発を図る。	継続実施
61	教育相談事業	教育指導課	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の不登校、いじめ等や問題行動に対応する。	継続実施
62	児童生徒の読書活動の推進	学校教育課	学校図書館の充実のための図書購入費を各学校に配分している。 また、地域の人材を活用して読み聞かせなどの活動を推進し読書への意見や興味、関心を高め豊かな心の育成を図る。	継続実施
63	子ども読書推進事業	教育指導課	児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の環境整備を図るための学校図書館協力員を配置するとともに、児童生徒の読書活動を賞賛する。	県教育長賞受賞者 小・義(前期) 95% 中・義(後期) 80% 図書館協力員 3名配置
64	夏季水泳教室の充実	スポーツ振興課	小・中・義学生を対象とした水泳教室を実施し、参加者相互の親睦や技術の向上を図る。	小・中・義学生の初心者から上級者までの水泳教室(6教室)延べ12日間
65	学校評議員制度の充実	学校教育課	保護者や地域の方々の意見を幅広く聴き、学校が家庭や地域と連携しながら特色のある教育活動を行えるよう、各小・中・義学校で学校評議員制度の充実を図る。	継続実施
66	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	教育指導課	桜川市適応指導教室から桜川市教育支援センター「さくらの広場」へ名称を変更し、開設曜日を拡大し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援・援助等を図るため、教育相談等の業務を行う。	継続実施

67	図書の充実	生涯学習課	公民館図書室の蔵書冊数を住民のリクエストに応えるよう整備する。茨城県図書館情報ネットワークを利用し、資料を他館より借用して、利用者へ提供する相互貸借の充実を図る。	継続実施
68	ブックスタート事業	生涯学習課	4～6ヶ月児の育児相談時に、絵本のプレゼントとボランティアによる読み聞かせを行い、絵本への親しみと親子の絆を深めてもらうことで、乳幼児図書利用者の増加を図る。	継続実施
69	お話の広場活動事業	生涯学習課	読み聞かせや紙芝居等のおはなしやゲーム等を楽しく指導し、子ども達の豊かな知性が向上するように活動を推進する。	継続実施
70	教育・保育施設と小学校の連携体制の構築	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育から小・義学校教育へ子どもが円滑に移行できるよう又、速やかに学校生活になじむことができるように認定こども園と小・義学校の間で交流・連携に取り組む。 ・年長の後半に、小・義学校の教育を意識した教育活動を増やし小・義学校に対する不安を和らげる。 ・教職員同士の交流・連携により理解を深め認定こども園から小・義学校への円滑な移行を促す。 	継続実施

⑥子どもの健全育成

少子化の進行により、同世代はもとより異世代との交流が希薄になり、身近な仲間関係の形成や社会性の発達、さらには規範意識の形成に少なからず影響があると考えられています。

子どもたちが、地域社会の中で人とのかかわりやルールを学ぶ機会の提供や、地域社会に対する関心を高め、郷土を愛する心を培う体験活動の促進を図ります。

また、地域での遊びの場の提供や安心して過ごせる放課後の居場所の整備に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
71	職場体験事業	学校教育課 教育指導課	中学校2年生及び義務教育学校8年生を対象に、地域の商店や事業所等の協力を得て職場体験を行なうことにより、他人とのかかわりや思いやり、社会のルールを学ぶ機会を提供する。	継続実施
72	ふるさと発見事業	学校教育課 教育指導課	小・義(前期)学生が自分たちの住んでいる地域の特色のある場所や、人材、文化等の良さを探索する体験的な活動を通して、地域の方々との交流を深めながら、郷土を愛する心を培う。	継続実施

3. 安全、安心な子育て環境の形成

①学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

次代の地域社会を担う青少年が、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思えるような地域環境の整備や、愛着・誇り・希望をもてる地域社会の形成を目指します。

登校時のあいさつ運動やスポーツなどのイベントを通して、地域の人々との交流の機会や子ども会の活動を支援します。

また、青少年の健全育成のため地域ぐるみの啓発活動を行い、地域環境の整備に努めます。さらに、子育ての前提となる結婚を促進する観点から、出会いの機会や情報の提供を推進します。子どもを地域社会全体で育てていくために、学校・家庭・地域の機関及び団体との連携を図りながら、全ての教育の出発点ともなる家庭での教育力の向上を図ります。

また、地域の人々や自然環境・教育資源を活用した多様な体験活動等の機会充実を図るなど、地域における教育力の向上に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
73	青少年健全育成活動 (声かけ運動)	生涯学習課	青少年育成桜川市民会議が中心となり、青少年関係団体と連携して小・中・義学校の登校時にあいさつ、声かけ運動を実施。	継続実施
74	子ども会育成事業	生涯学習課	市内の子ども会会員（通称「桜っ子」）が市内外を問わず、文化や自然、様々な体験活動をすることにより、子どもたちの探究心を呼び覚まし、新たな知識の獲得や環境への意識の高揚、さらに活動を通して子どもたち同士の友好と親睦を図る。	継続実施
75	青少年のための健全育成活動	生涯学習課	青少年相談員と連携した街頭指導（巡回活動）の実施。 青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼。 図書等の自動販売機等立入調査の実施。	継続実施
76	青少年を取り巻く環境浄化運動	生涯学習課	青少年育成桜川市民会議・関係機関・青少年相談員・各団体の協力で地域ぐるみの啓発活動として実施。（通学路の環境安全点検/空缶・ごみ拾い/違法ビラ・捨て看板等の撤去）	継続実施
77	結婚応援事業	農林課 生活環境課	地域未婚者の結婚対策を支援するため、広域での連絡調整を図りながら未婚者の交流の場や情報提供を推進し、地域の活性と振興に寄与する。また、県施策との連携を図る。	継続実施
78	家庭教育学級	生涯学習課	もう一度家庭教育の役割を見直し、充実させるため、各学校独自に計画を立て学習する。	継続実施

79	青少年健全育成活動	生涯学習課	○わくわくチャレンジ事業：桜川市全地区週末の子ども居場所づくりのため、岩瀬中央公民館・大和中央公民館・伝承館・シトラス・ラスカにおいて5つの教室（お料理・おもしろ理科・あそび・自然・歴史探検・楽しいスポーツ）を実施する。 ○コミュニティスクール事業：岩瀬・真壁地区羽黒小及び真壁地区の小・義(前期)学校2校及び義務教育学校1校において、児童生徒に学校外活動の場や機会を提供するため、各種事業を実施する。	継続実施
----	-----------	-------	--	------

②良質な住宅の確保

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素の一つです。地域の子育て環境整備の一環として、公営住宅の改修・改善を実施し良質な住宅の整備を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
80	良質な市営住宅の整備	都市整備課	耐用年限を超過し老朽化により用途廃止した住宅の撤去を進めるとともに、桜川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修・改善を順次実施し、良質な住宅環境の整備を図る。	継続実施

③安全で安心なまちづくりの推進

公共の場における「子育てバリアフリー」を促進し、安全に安心して生活することができるまちづくりを推進します。子どもや親子をはじめ、だれもが安心して訪れることができる公園の安全管理に努め、トイレや砂場の衛生管理の定期的な実施、公園、駐車場・駐輪場等の整備を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
81	子どもに配慮した公園事業	都市整備課	児童公園（岩瀬地区2か所、真壁地区3か所）のほか、地区公園をはじめ街区公園などを設置しており、定期的な遊具の点検を行いながら安全管理に努める。	継続実施
82	公園のトイレや砂場の衛生管理	都市整備課	公園内の清掃とトイレ・砂場の衛生管理に努める。	継続実施
83	公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	都市整備課	公園及びトイレ、駐車場、駐輪場の整備を推進し、環境美化に努める。	継続実施

④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全対策の充実に伴い、交通事故件数は減少傾向にあります。子どもやお年寄りなど交通弱者の交通事故は、依然として少なくありません。子どもを交通事故から守るため、学校・地域・関係機関との連携を強化し、交通安全教室の開催、自転車の安全利用の促進など交通安全指導を推進します。

また、下校時の巡回パトロールによる交通安全指導を実施し、子どもの交通事故防止に努めます。

さらに、通学路周辺の交通安全施設の状況確認および修復や新たな設置により、安全な通学路の整備に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
84	交通安全指導事業	生活環境課	交通安全教室：小・中・義学校での安全教室（歩行実技・自転車の乗り方等） 幼児交通安全教室：保育所・幼稚園での交通安全教室 交通安全体験事業：小・義学校4年生を対象にした交通安全体験学習 通学時間帯街頭立哨：交通安全の日（毎月1日）を基準に通学児童への交通立哨 新入生交通安全啓発事業：小・中・義学校新入生及び義務教育学校後期課程進級生へ交通安全グッズ配布 通学用自転車点検事業：自転車通学を行う児童生徒の自転車点検	継続実施
85	下校時巡回パトロール	学校教育課	P T A 連絡協議会と先生と一緒に下校時間に合わせて、交通安全指導に巡回パトロールを実施。	継続実施
86	小・中・義学校指定通学路の整備	建設課	市内小・中・義学校指定通学路周辺の交通安全施設を確認し、その状況に応じて不具合箇所の修復及び設置について計画的に実施する。また、国道における交通安全施設の設置要望に対しては、関係機関と協議し、整備を進めるよう要望する。	継続実施

⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るとともに、子どもに関わる犯罪等を未然に防止するため、学校・自治会など地域の教育機関や組織と連携した活動を推進します。そのため、パトロール活動や登下校時の見守り活動の強化に努めるとともに、啓発活動による地域や子どもの防犯意識の醸成を促します。

また、児童生徒への防犯ブザーの配布や危険から身を守る指導を積極的に推進するととも

に、学校の危機管理マニュアルを作成し、子どもの安全確保に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
87	地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	生活環境課	防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシの配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施する。	継続実施
88	連れ去り防止対策	学校教育課	子どもの安全を確保するために、防犯ブザーを携帯（全児童生徒へ配布）し不審者や危険から身を守るとともに、危険等に遭遇したときは、子ども110番に駆け込むように指導する。	継続実施
89	危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	学校教育課	各小・中・義学校において危機管理マニュアルを作成して、不審者の侵入防止に必要な体制を整え、児童生徒の安全確保に努める。	継続実施

⑥仕事と子育ての両立支援

男女が子育てを分担して行い、その喜びと責任を分かち合えるよう仕事と子育ての両立支援を図ります。

そのため、働き続けられる雇用環境の整備と意識改革を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら、仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直しを図るための広報、啓発活動、情報提供に努めます。また、多様な働き方に対応し、現在の子育て支援では補いきれない保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの普及を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
90	男女共同参画の推進	生活環境課	行政や民間における男女共同参画を促進するための環境整備を推進する。そのため、相談体制の充実を図るとともに、広報活動やセミナーを通して、男女共同参画意識の普及に努める。また、政策決定過程における女性の参画を促進する。	継続実施

第5章 新・放課後子ども総合プラン

1. 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況

本市では、令和元年度において小・義(前期)は合わせて10校となります（小学校9校、義務教育学校1校）。全小・義(前期)学校で放課後児童クラブ（学童クラブ）を実施しています。

平成27年度から令和元年度までの実施状況は以下の通りです。

【放課後児童クラブ実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績数	470人	447人	478人	454人	
実施単位数	13単位	13単位	13単位	12単位	13単位
計画当初の量の見込み	510人	484人	464人	441人	429人
計画当初の実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

3. 一体型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブ（学童クラブ）の目標事業量は、量の見込みと確保方策に基づき、令和6年度段階で13単位、目標事業量510人とします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	429人	479人	489人	486人	508人	502人
実施箇所数	13単位	13単位	13単位	13単位	13単位	13単位
目標事業量（確保量）	500人	500人	500人	500人	510人	510人
小・義(前期)学校区の整備状況	100%	100%	100%	100%	100%	100%

小・義学校での一体型または連携型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の実施を検討します。令和元年5月に策定した「第2次桜川市立小中学校適正配置

基本計画」に基づく学校再編の状況と連携し、実施できる環境にある市内小・義学校区を調査、把握し、条件の整った小・義学校区より順次整備します。

4. 新・放課後子ども総合プランの具体的な方策

本市においては、「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、統廃合も含め小・中・義学校の適正配置を目指しています。

放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室については、適正配置に関する条件等の整った学校区より、連携したプログラムの実施に向けた検討を開始します。

また、新・放課後子ども総合プランの実施にあたっては、放課後児童クラブ（学童クラブ）を所管する児童福祉課と、放課後子ども教室を所管する生涯学習課が十分に連携を図り、放課後児童クラブ（学童クラブ）の果たす役割や特別な配慮を必要とする児童への対応策等の充実を図ります。

また、小・中・義学校の余裕教室等の活用については、学校再編に係る事業の進捗を見据えながら、再編後の学校施設に余裕教室等が発生した場合など、積極的な活用を随時検討します。

放課後児童クラブ（学童クラブ）の開所時間については、基本的には18時までとしているところですが、希望に応じ、18時30分までの延長を行うなどの対応を行っており、今後も地域の実情に合わせた対応を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

次世代育成支援行動計画を着実に推進していくために、計画の推進体制の構築が必要です。

そのため、地域の子育て支援の実情を踏まえ、定期的な点検・評価を実施し、公表していきます。

本計画の推進にあたっては、「桜川市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画との調和を図りつつ、保健福祉部児童福祉課を中心とした関係各課が各施策を総合的・効果的に展開していきます。

2. 計画の点検・評価

計画の進捗状況や評価については、地域の現状や課題の解消に役立ったかなど、子育て支援事業の利用者の視点に立った点検・評価を実施し、必要に応じて変更等の措置を講ずるよう努め、P D C Aサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、点検・評価の結果、実施状況に係る情報をホームページ等で公表し、市民に周知を図ります。

3. 地域・市民との連携

本計画の推進においては、子どもの活動支援や見守りに参加するなど、地域及び社会全体で子育て家庭を支えることが必要です。

また、子育て家庭も、親同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、自ら地域の子育て支援の役割を果たしていくことも重要なことです。

充実した地域子育て支援の実現を目指し、子育て家庭と地域・市民の連携を促進します。

資 料 編

- ・ 計画策定経緯
- ・ 桜川市次世代育成支援行動計画策定委員名簿
- ・ 桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱
- ・ 桜川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
- ・ 次世代育成支援対策推進法

■ 策定経緯 ■

年 月 日	会 議 等	内 容
令和元年 10月7日～ 10月18日	第2次桜川市次世代育成支援行動計画 (前期計画)の進捗状況に関する調査	・関係課による前期計画の進捗状況 に関する調査を実施
11月6日～ 11月15日	第2次桜川市次世代育成支援行動計画 (後期計画)に関する個別事業調査	・関係課による個別事業の確認・追 加について調査を実施
12月6日	令和元年度 第1回桜川市次世代育成支 援行動計画策定委員会	・委員委嘱 ・第2次桜川市次世代育成支援行動 計画(後期計画)(案)について
12月6日～ 12月12日	桜川市次世代育成支援行動計画策定委員 会意見聴取	・質問票による意見聴取を実施
令和2年 1月6日～ 2月4日	第2次桜川市次世代育成支援行動計画 (後期計画)(案)に関する意見の募集(パ ブリック・コメント)の実施	・市ホームページ等による意見の募 集
2月13日	令和元年度 第2回桜川市次世代育成支 援行動計画策定委員会	・第2次桜川市次世代育成支援行動 計画(後期計画)(案)に関するパ ブリックコメントの結果について ・第2次桜川市次世代育成支援行動 計画(後期計画)(案)について
3月	第2次桜川市次世代育成支援行動計画 (後期計画)策定	

■桜川市次世代育成支援行動計画策定委員名簿■

(敬称略)

	委員氏名	所属等	備考
1	田中 勝則	前桜川市民生委員児童委員協議会児童福祉部会会長	委員長
2	小林 源洋	桜川市教育委員会	副委員長
3	櫻井 幸子	前桜川市民生委員児童委員協議会主任児童委員会委員長	
4	島村 若通	さくらがわ地域医療センター	
5	岩見 吉孝	桜川市子ども会育成連合会	
6	田口 伸	青少年育成桜川市民会議	
7	田中 一茂	桜川市青少年相談員	
8	鈴木 政博	桜川市PTA連絡協議会	
9	廣澤 嘉成	桜川市校長会	
10	小川 よし子	桜川市交通安全母の会	
11	藤野 英子	桜川市食生活改善推進員協議会	
12	岩淵 裕子	桜川市健康推進員会	
13	長谷川 君子	真壁保育園	
14	古谷野 福子	星の宮幼保園	
15	安達 徹	社会福祉協議会	
16	原 広子	桜川市保健福祉部	
17	尾見 敦子	桜川市社会福祉課	
18	萩原 英雄	桜川市児童福祉課	
19	広瀬 智美	桜川市健康推進課	
20	栗林 浩	桜川市学校教育課・生涯学習課	
21	野上 郁男	桜川市教育指導課	
22	若林 正則	桜川市スポーツ振興課	
23	仁平 博章	桜川市生活環境課	
24	藤田 保男	桜川市国保年金課	
25	五十嵐 貴裕	桜川市建設課	
26	仁平 昌則	桜川市都市整備課	
27	秋山 豊	桜川市農林課	
28	鈴木 悦子	桜川市立まかべ幼稚園	
29	高松 典子	桜川市立やまと認定こども園	

■ 桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱 ■

平成21年6月4日

告示第48号

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、桜川市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) その他行動計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務の審査が終了するまでとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部児童福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第106号)

この告示は、公布の日から施行する

■ 桜川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 ■

平成18年6月22日

告示第35号

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、桜川市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、桜川市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次の各号の掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の推進に関する事項
- (2) その他次世代育成支援行動計画の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 地域協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、保健福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

■ 次世代育成支援対策推進法 ■

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正：平成二十九年法律第十四号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の

確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の

実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進

法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地

域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣）

第二十二條 第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九條第五項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第二十三條 第十二條から第十六條までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第二項（第十五條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

五 第二十條第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四條、第二十五條又は前條第一号から第四号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七條及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八條から第十九條まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十條第二項に規定する業務に関して知

り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一七年四月一日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年一二月三日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二條及び第十六條の改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二二年一二月一〇日法律第七一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

<さくらがわ スマイル 子どもプラン>
第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）
令和2年3月

発行 桜川市 保健福祉部 児童福祉課
〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2